

気密性能の確認方法（放置法漏れ試験）について

1. 経緯

- 1) 設備の気密試験方法として、放置法漏れ試験の採用の可否の問い合わせ有り。
- 2) 上記問い合わせに対し、解釈専門分科会において基準の明確化を回答
- 3) 保安検査基準・定期自主検査指針見直し WG にて検討の結果、同基準改正案として

4. 4 高圧ガス設備の気密性能

【解説】 * 2 の末尾に

「ただし、放置法漏れ試験は、試験体の温度変化及び大気圧（外気圧）の影響を補正する必要があり、採用に当たっては入念な準備、測定、記録が必要となる。」との解説文の追記を提案しました。

- 4) 上記提案に対し、委員より

「基準本文に注意事項を書くのはおかしい」との意見が提示され、

再度、保安検査基準・定期自主検査指針見直し WG にて検討の結果以下の改正案として取り纏められた。

2. 改正案（資料 3 3 参照）

4. 4 高圧ガスの気密性能

【解説】 * 2 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験があり、設備の状況、検査条件等を考慮して、これらの方法の内最適な方法（必要に応じ組み合わせる）を採用して気密性能を確認すること。

なお、放置法漏れ試験は、採用に当たって試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。